埼玉県

＜報道発表資料＞

福祉部　社会福祉課
医療保護・生活困窮者支援担当　堂園・巾崎・中川
直通 048-830-3282
内線 3287・3283
E-mail: a3270-01@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和８年１１月１２日

社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業者に対する行政処分について

社会福祉法の規定に基づき、下記のとおり、第二種社会福祉事業者に対して行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

１　対象事業者

（１）法人名　特定非営利活動法人　ボランティア活動市民の会

（２）代表者　理事長　島田　豊

（３）所在地　埼玉県東松山市箭弓町二丁目１２番７号

２　対象事業所

（１）事業所名　コアラの里松葉寮

（２）所在地　　埼玉県東松山市松葉町３丁目１３番１６号

（３）種別　　社会福祉法第２条第３項第８号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」（無料低額宿泊所）

（４）定員　　４５人

（５）届出　　令和２年４月３０日

３　処分内容

新規入居者の受入禁止５か月

４　処分理由

社会福祉法第６８条の５に基づく埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第２８条（日常生活に係る金銭管理）に違反して、入居者が希望しない金銭管理を当該宿泊所が行っていた。

この行為は、社会福祉法第７２条第１項に規定する「不当に営利を図り、又は福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為」に該当する。

５　処分年月日

令和８年１１月１２日（通知日）

令和８年１１月１３日（効力発生日）